

四月十一日、そのとき日本は

「中ソ友好同盟条約」廃棄問題と日本外交の姿勢

中なか 嶋じま 嶺みね 雄お

(東京外国語大学教授)

1 歴史的期限の到来

アジアの国際情勢が激しく動いている。そのようなとき、米中国交の儀式を成功裏に終えて弾みのついた鄧小平・副総理は、帰途、再び来日し、中国のヴェトナム「制裁」行動をはっきりと予告した。だが米中・日中の「友好枢軸」に身をまかせていたわが国政府・外務省も、マスコミも、おしなべて、よもや中国がヴェトナムを侵攻することなどあるまい、鄧小平発言は牽制であり、おどかしであろう、と高をくくっていたのではなかったか。

それだけに、去る二月十七日の中国軍によるヴェトナム侵攻作戦もたらした衝撃は大きかった。日中友好下、中国側がわが国と成約した上海・宝山製鉄所などのプラント契約未発効を通告してきたことがわが国財界にも

たらしつづつある周章狼狽ぶりとともに、日中関係ひいては日本外交の将来に警鐘を乱打せざるを得ない一連の出来事であった。

日中平和友好条約の締結は、アジアの平和と安定にとつて、日本外交の将来にとつて、大いに資すべき必要不可欠のものであるとの「幻想」にもかかわらず、昨夏の条約締結以来、わが国をめぐる国際環境は逆になります。厳しくなりつつあり、アジアの波高い情勢は日を送って増幅されつつある。

ところで、わが国の側のそのような動揺をよそに、対越戦争における自らの重大な誤算を予定の行動として正当化し得る中国側は、いま、自国にとつてもっともヴァイタルな利益のかかっている国、すなわちソ連にたいして、一つの重要な決断をしなければならぬ時期にきている。

現段階では、すでに「名存実亡」(有名無

実)のものであるとはいえ、三十年になんかとする歴史の航跡を経つつ戦後世界史の一方の基軸として位置づけられてきた中ソ友好同盟相互援助条約の処置いかんという歴史的期限がこの四月十一日に到来するからにはかならない。

周知のように、中ソ友好同盟条約については、過般の日中平和友好条約交渉において中国側がわが国の求めに応じ、この条約はすでに「名存実亡」であるが、さらに、本年四月までにソ連にたいして条約廃棄のための必要な措置をとることを約束したとされている。

一方、ソ連側は、日本を仮想敵国として一九五〇年二月に調印されたこのまぎれもない軍事同盟条約を自らは決して廃棄しない旨を再三表明してきたが、去る一月九日、ブレジネフ書記長は『タイム』誌とのインタビューにおいて、もしも中国側が条約の廃棄措置を

とるならば、「彼らは彼らの人民のままで、また全世界の平和と進歩の努力のままで全責任を負わねばならない」と強面に威嚇したばかりである。

そうした状況のなかで生じた中越戦争は、アジアの緊張をさらに著しく激化させ、中ソ双方が国境兵力に出動予備態勢を指令して、中ソ関係を極限的な状況に至らしめているが、このような情勢のなかで中国があえて対ソ「最後通牒」に等しいような条約廃棄通告を、果たしてわが国との約束どおり行うのかどうか、いつ、どのようなかたちで行うのか、その解答が出るべき時期がいつにやってきたのである。

わが国政府・外務省は、日中平和友好条約交渉の経緯に鑑みて、中国は四月十一日までには必ず必要な措置をとるであろうと、中国側を全面的に信頼しているようであるが、アジアの情勢が激しい時期だけに、やはり予断は許されないようにも思う。これまでの経緯からすれば、中国側は条約廃棄の通告をなんらかのかたちで行うと考えるのが当然の筋道であるが、だとすれば、もしもそのような通告が行われたとき、日中平和友好条約下のわが国は、どのような立場に置かれるのか、十分に検討しておかねばならない。

ふ

同時に、もしも、中国側がそのような措置をとらなかつた場合、わが国は前代未聞の外交的屈辱を受けることになるばかりか、中ソ関係の将来ともからんで、対中・対ソ外交を全面的に再検討せねばならなくなるであろう。こうした歴史の岐路に臨みつつ、以下、問題点を指摘しようとするものであるが、いずれにせよ、奇しくも本誌が発売される四月十日は、まさに中ソ友好同盟条約の廃棄にかんする期限の到来と同日であり、われわれはいま、きわめて刺激的な時期に際会しようとしているのである。

2 なぜ廃棄されるのか

中ソ友好同盟条約は、中華人民共和国建国間もない一九五〇年二月十四日に締結され、周知のように中ソ兩國の一枚岩的団結のシンボルとして喧伝されたものである。同条約は、一九四九年末から五〇年初頭にかけての毛沢東訪ソによる歴史的なスターリン⇨毛沢東会谈の成果として両首脳立合いのもとにソ連側ア・ヤ・ヴィシンスキー外相、中国側周恩来政務院総理兼外交部長を全権代表としてモスクワで調印され、同年四月十一日に中ソ兩國で批准されて条約の発効を見たのであった。中国革命の勝利者としての毛沢東は、この

ときの訪ソがあえて四九年七月に有名な「向ソ一辺倒」を宣言し、そして新中国を建設した直後であつただけに、スターリンの暖かい対応を心に期待したのであつたが、その期待は完全に裏切られたのであつた。中ソ会談そのものもスターリンの狡猾な中国戦略とそれに抗した毛沢東とのあいだで難航を重ね、中途から周恩来を交渉に加えるなどして、建国直後の中国の最高指導者が二カ月半にわたつて国を空けるという異例の事態に立ちいたつたのであつた。

こうして中ソ友好同盟関係には、当初からスターリンと毛沢東の激しい角逐が存在し、すでに深い亀裂が宿されていたのだが、このときの中ソ友好同盟条約はいわば日本を両者の妥協のための目玉商品ないしはスケープ・ゴートとして、日本の軍国主義的再起を防止するための軍事同盟条約として結ばれたのである。そして、ひとたび結ばれたこの条約が当時の東西冷戦の進化のなかで社会主義世界体制確立の証明として、中ソの友好と団結のシンボルとして宣伝されたとき、アメリカをはじめとする西側諸国は、ついに中ソ同盟の虚構を見ぬけず、アメリカにおける「中国喪失」感が高まるなかで、積年の「中国チトー化」への期待をも投げ棄て、アジアの冷戦の

京の中心

祇園祭・時代祭
が通る街角

〈御室料金〉

- シングル ¥5,500より
- ツイン ¥8,500より



ホテルギンモント

〒604 京都・御池・高倉
TEL (075) 221-4111
TEL X 5423-219
東京案内所 ☎ (03) 664-1800
PATA, ASTA加盟

東山を借景にした
優雅な名園
数寄屋造りの
粋なお座敷



京料理

名匠もギンモント

〒606 京都・南禅寺・疎水畔
電話 (075) 751-1320

〈駐車場完備〉

営業時間：午前11:30～午後10:00

定休日：月曜日(祝日の場合は翌日)

深化、そして朝鮮戦争へと突入していったのであった。

ところで中ソ友好同盟条約の基本的性格については同条約第一条の前半でこう述べられている——「両締約国は、日本あるいは侵略行為において直接間接に日本と結託するその他の国の新たな侵略および平和の破壊を防止するため、あらゆる必要な措置をとるよう共同して努力することを保証する。締約国の一方が日本国またはこれと同盟している他の国から攻撃を受け、戦争状態に陥った場合には、他方の締約国は、直ちに執ることができ、すべての手段をもって、軍事のおよび他の援助を与える」

そして、今回、この条約の廃棄いかに問題にされるのは、同条約第六条が、条約の有効期限と延長措置について、次のように規定しているからにはかならない。——「本条約

の有効期限は三十年とし、期間満了の一年前までに締約国のいずれか一方が廃棄の希望を表明しないときには、五年間延長され、かつこの方法によって順次延長される」すなわち、一九八〇年四月十一日がこの条約の三十年に互る期限満了となるのであるから——それはある意味でヤルタリボツダム体制の決定的終焉を物語るであらう——、もしもこの条約を廃棄しようとするならば、その一年まえ、一九七九年四月十一日が焦点になるのである、中国側は四月十日までに廃棄の意志を表明しなければならぬのである。

3 日・中・ソの対応

すでに見たように、中ソ友好同盟条約は、日本を仮想敵国とした中ソの軍事同盟条約であるが、一九八〇年四月十日までは、その有効期限内なのである。いかに「名存実亡」の

ものであるとはいえず、こうした条約の有効期限内に、わが国が今日の中国の対ソ戦略を明白に反映した「覇権」条項入りの条約を日中平和友好条約として締結することは、国際法上の問題点もさることながら、「全方位外交」を唱えるわが国の外交政策としても本来矛盾するものだといわねばならない。卑俗な響えをするならば、喧嘩して別居している夫婦の一方と結ばれようとするのに、相手が果たして本当に離婚し、籍を抜いてあるかどうかを確かめないのに等しいからである。しかも、

そのことを確かめ得る時期が間もなく来るのであるから、少なくとも本年四月十一日までは「覇権」条項入りの日中平和友好条約を締結すべきではない、という立場が私の基本前提であった(この点については、拙著「日本外交の選択——米中ソ世界戦略のはざままで」、東洋経済新報社、一九七八年、参照)。

しかし、日中平和友好条約の締結に踏み切ったわが国は、日中交渉に際して、この条約について中国側に確かめるといふ外交行為をあえておこなうことによつて、「勸極」条項の挿入に加え、さらにわが国が好むと好まざるとにかかわらず中ソ対立に巻き込まれることとなつたのである。因みに園田外相は、日中平和友好条約調印直後の北京での記者会見（七八年八月十二日）で、「中ソ友好同盟相互援助条約にかんしましては、かねてより中国要路の人々がわが方にたいし非公式に述べてきた同条約にかなする中国側の考え方が今回中国政府より同政府の正式な立場として確認されました。さらに私は、今般の中国の指導者との会談を通じて、中国政府は来年四月には中ソ同盟条約を廃棄するために必要な措置をとるとの強い感触を得ました」と語り（八月十三日各紙）、同様の言葉を帰国後の

八月十八日の日中平和友好条約にかなする衆参両院外務委員会街頭発言においても述べている（外務省情報文化局『月刊国際問題資料』一九七八年八月号）。

こうして園田外相は、青嵐会系議員などが国の内部に存在した中ソ友好同盟条約についての不安を説き伏せたかに思われたのであるが、実は、こうした行為そのものによつて、「北京は、園田外相の口を通じて、自らはその有効期限内には言い出しにくいこの条約の処置にかなする中国側の公式態度をモスクワに伝達することに見事に成功したのであり、こうして日本は、いちはやく中ソ対立に巻き込まれたのである」（『ニューヨーク・タイムズ』一九七八年八月十四日付日・スコット・ストークス記者の論評）と見ることもできるのである。

が、中国はこの四月十一日までに必ず約束どおり、対ソ通告を行うと信じている根拠が、こうした中国側との交渉の経緯によるものであることはいまでもない。しかし、その時期が迫りつつあるにしても、わが国の側から中国の対ソ通告の実行を促すことは、中国の内政・外交に干渉することであるから、公式にはいかんともしたいことであり、従つて、その日待ちわびる以外にはないのである。さて、中国側は、日中平和友好条約交渉が日程に上りつあつた一九七七年三月二十六日、廖承志・中日友好協会会長が訪中した小林幸三次・日本民放連会長との会談で、「中ソ友好同盟条約は、すでに事実上廃止されており、立ち消えになっている状態だ」（同年三月二十六日、北京発共同電）と語つたことをはじめ、再三、同様の発言をおこなつてきてはいる。

〈別冊壮快〉●好評発売中！

●690円 ●マイヘルス社・講談社

即効刺激療法

●皮膚から内臓へ伝わる不思議な効果

●簡単に血圧が下がる刺激
ベス1100

●カゼや呼吸器の異常によく効く刺激

●胃腸病や食欲不振を解消するさまざまな刺激 ほか

「初夏の旅から」

昼は明治村

夜は犬山うかい

情緒を求め



●ホテルから明治村下車15分・電車30分
●犬山うかい 6月1日・9月30日・ホテル前(ご予約はホテルへ)

文化財と川の街“犬山”

木曾の清流に古城映えるそのふもと……名鉄犬山ホテルは洋式・和式・プール完備の静かなホテルです。交通も便利、ぜひいらっしゃいませ。

政府登録/日本ライン・犬山城下
名鉄犬山ホテル
和風別館 白帝閣

■交通—名古屋から名鉄特急30分犬山遊園駅下車、又は小牧ICから車25分
〒犬山(0568) 61-2211
案内所
京(03) 564-1301
東 阪(06) 344-3167
大 名(052) 581-1926

日中条約締結以後においては、昨年九月六

日に日本報道各社論説責任者訪中団(団長・

内田健三・共同通信論説委員長)にたいし鄧

小平・副総理が、「平和友好条約交渉中に、わ

れわれは日本側にはつきり表明した。これは

破棄するつもりだ。手続きの問題だけで、事

実上あの条約はとうに存在しなくなった。条

約破棄の方式は、これを重視しないという立

場から、政府が正式の措置をしないかもしれ

ない。新華社を使って、軽い方式で宣言して

もよいのではないか」と述べている。

このとき「それで正式のものになるか」と

の問いにたいして鄧小平氏は、「新華社が命

令を受けて声明するといえば、誰にもわかる

だろう」と答えている(七八年九月六日北京

発共同電)が、この鄧小平発言は、中国側の

態度表明の確認になるとはいえ、園田外相が

得た「強い感觸」からは、肝腎の手続き問題

が明らかに後退しているように思われる。

なお、このときの共同電(北京・福原特派員

発)は、中ソ条約破棄を「期限の来年四月ま

でに新華社通じ声明」として各紙が一面で報

じたが(たとえば、『信濃毎日新聞』九月七

日朝刊)、鄧小平発言の詳報には「来年四月

までに」という言葉は見当らないことに注目

すべきであろう。

伝えられるところによると、中国側は次い

で一部のNATO加盟諸国にたいし、「同国

が中ソ友好同盟条約を破棄する方針を決定、

この決定を来年二月までにソ連側に通知する

との意向を明らかにした」(ブリュッセル七

八年十二月七日発時事電、『毎日新聞』十二

月九日夕刊)。もしも、この情報が正しいとす

ればすでに二月は過ぎたのであるから、中国

は今日の中国をめぐる国際情勢の変化のなか

で、態度を変更したか、そもそも当初から明

白な意思表示は避けようとの意向が潜在して

いたことを物語っているかのどちらかであろ

う。

さらに中越戦争勃発後の三月四日、李先

念副総理は、為郷恒淳・読売新聞編集局長と

の会談で、「廃棄はいつか」との質問にたい

し、「時期については、まだ研究していな

い。おっしゃる通り、条約は生きてはおら

ず、有名無実だ」と語っている。そこで、昨

秋、鄧小平副総理は日本の報道各社論説責任

者との会見で「四月までに新華社を通じて廃

棄声明を出す」と語ったようだが」との質問に

たいして李先念副総理は「小平同志は現在

も、重要なのは、実質で、形式ではないとい

っている」と言葉をにこしている。こうした

経緯ののち、廖承志氏は三月二十三日、訪中

ついでには「最終的に解決されていない」と述べているのである。(『毎日新聞』三月二十四日夕刊)。

以上の経過のなかで明らかなのは、中国側は、条約廃棄の明白かつ決定的な通告措置については、次第にあいまいな態度になりつつあるということであろう。

そこで、条約本文に戻って見てみると、同条約はロシア語と中国語各二通を正文としており、「期間満了の一年前までに締約国のいずれか一方が廃棄の希望を表明しないときには、……」との条文のなかの「廃棄の希望表明」という箇所は中国語条約正文では「表示願予廢除」となっていて、たんに「表示」すればよいのであり、一方、ロシア語条約正文では、「Заявит о желании денонсировать Договор」となっていて、「Заявит」はたんなる「表示する」よりも「声明する」ないし

は「言明する」とのニュアンスがあることに注目してよいであろう。さらに、本条約が国連に登録されたときの英文訳では「Give notice…… that it wishes to denounce the Treaty」となっており、きわめてあいまいな「Give notice (知らせる)」という表現にし

か訳されていないことも指摘しておこう。もとより、ほぼ三十年も前に今日のような中ソ対立を念頭に置いてこの条約が結ばれたはずはないのであるが、肝腎の箇所について中・露・英の各国語が異なったニュアンスのものであることは、皮肉にも米・中・ソの今日的な競合と角逐の状況を反映しているばかりか、中国側とすれば、こと新たに対ソ廃棄通告という明白な行動を起さずとも、すでに、わが国の「窓口」を通じて「名存実亡」という逃げ道が、条約本文に照すかぎりには開

かれているのである。もとより、そのような場合、ソ連側は、一貫して、この条約の有効性を主張するであろうから、四月十一日を過ぎて「名存実亡」というかたちで条約は厳然と存在し、今日のソ連の最大の世界戦略である、将来における中ソ関係の改善に備え得るのである。

この点で私は、かつて一九七五年一月に、モスクワで対中国政策決定の衝にあるソ連外務省極東第一部長M・S・カービツァ氏と一夜会談し、同氏が中ソ関係専門のモスクワ大学教授でもあるという専門家同士の間柄において、中ソ友好同盟条約の期限満了に伴う処置を論じ合ったことを想い出す。同氏は、そのときにも中ソ関係の改善こそソ連の長期的な戦略であり、中ソ条約をソ連からは絶対に廃棄しない旨強調していたが、いずれにせよ同条約は日本を仮想敵国にした戦後遺制的

日本人の

魂

日本刀



高価買入

好評ノ通信販売カタログ
●月刊『麗』
年間 4,000円 写真多数所載

刀剣柴田

〒104中央区銀座5丁目6番8号

責任者 柴田光男

●鑑定書発行いたします。

☎(573)2801

〈刀剣コーナー〉

日本橋三越・大丸東京店・八王子大丸内

(『麗』内容見本贈呈)

引換券
5文

性格の強いものである。それを将来的にも継続することは時代錯誤ではないかとの私の質問にたいして、同氏は、条約の内容を改定することもあり得ると答え、こうした改定交渉であるならば、中国側も交渉のテーブルにつかざるを得ないのではないか、とのニュアンスの期待を示唆していた。

今日の中ソ関係からすれば、もはやそのような交渉余地もあり得ないように一見思われようが、やはり中国側が明白な廃棄通告をしないかぎり、こうした可能性も中ソ間には依然として残っていることを忘れてはなるまい。

4 四月十一日、その日は……

いずれにせよ、四月十一日は、いままさに到来しつつある。本稿執筆の現時点（三月二十五日）から残された十六日間に、中国側がわが国との約束どおり明白な廃棄通告措置をとったとすれば、今日の中ソ対立下において、それは中国の対ソ「最後通牒」を意味するものであり、中ソ関係が極限的に悪化するばかりか、ソ連の対中行動にたいする拘束力は国際法上も道義上もなくなるのであるから、ソ連は中国にたいしていかなる行動もな

そして、中越戦争に際して表明されたようにソ連側はすでに一九六八年のチェコへ軍事介入のときと同様の「制限主権論」の立場に立っていることを忘れてはならず、中国にとつては未曾有の国家的危機が招来されるかもしれない。こうした緊張の激化は、日中平和友好条約締結下のわが国にとつて、もはや対岸の火災視できないものである。エトロフ、クナシリ両島の軍事基地構築に見られるように、ソ連の対アジア戦略は、わが国をも取り巻いてわが国の安全を大きく脅かすであろう。

一方、もしも、四月十一日までに中ソ友好同盟条約が廃棄されないとしたら、この事実こそ、たんに中国側が中越戦争の事後処理に忙殺されていることの証明である以上に、中ソ関係が最悪の極点に達しつつある反面で、その内部では、そうした方向とは正反対の条件が徐々に成熟しつつあることの反映であることも明白である。

この点では今日、中国内部では、彭徳懐元国防相のような名実ともに「中国のフルシチョフ」と見做し得る人物の名譽がすでに回復され、「中ソ関係を改善せよ」との壁新聞さえ出現した事実に見られるように、中国内政の方向が一連の非毛沢東化の進行過程で、従来の毛沢東時代の対ソ認識とは大きく異な

る地点へと大きく収斂しつつあることに注目しなければならない。つまり、今日の時点には、一触即発の中ソ戦争の危機がもたらされる可能性と、そうした中ソ関係悪化の極限的状況から大きく他方へと変化し得る可能性とが同時共存しているのであって、この点では、中ソ戦争の危機さえ囁えられていた去る二月下旬から三月上旬にかけて、中ソ国境河川の航行をめぐる中ソ事務レヴェルの交渉が中ソ国境の小都市で開催され、本年は、それがきわめて順調に推移していたこと（北京三月三日発AFP時事電）も大いに注目すべきであろう。

こうして、いま中ソ関係はまさに大きな歴史の岐路にある。もしも、中国が条約廃棄を明白に通告しなかったとすれば、園田外相が得た「中国政府は来年四月には中ソ同盟条約を廃棄するために必要な措置をとるとの強い感触」こそ、厳しく問われなければならない。こうした「感触」によつてわが国の歴史的選好が孕んだ重大な問題を糊塗することとなつた園田外相は即刻辞任すべきであろうし、さもなくば園田外相不信任案が国会に上程されてしかるべきであろう。もつとも、そのような事態に至らないように、いまはもつぱら中国側の決断を祈るのみであろうが……。



文藝春秋・五月特別号・目次

表紙(跡)……………杉山 寧
 目次絵……………西村龍介
 カット……………横溝 環

人間性について……………	丹羽文雄……………(77)
クレオパトラと私……………	両角良彦……………(78)
胸のときめき……………	曾我廼家明蝶……………(79)
井伏郎の敷居……………	村上菊一郎……………(80)
大和に再び光を……………	吉田満……………(82)
わが健闘記……………	山川静夫……………(84)
スカンピー……………	五島雄一郎……………(85)
春の雪……………	永山雅啓……………(86)
暗号異聞……………	中井英夫……………(88)
久左エ門……………	盛田昭夫……………(90)

ソ連からみた第三次世界大戦

核攻撃命令

(92)

一切がナソに包まれた最大の軍事国家ソ連がいつ、どんな状況下で核戦争に踏み切るか？可能な限りの正確なデータを集め、読者賞に輝くグループが再び衝撃の研究をここに発表

土門 周平

と特別研究グループ